

毎日の生活のためになる情報を
たくさんお届けします!

Information

インフォメーション

お知らせ



身体障害者相談員・
知的障害者相談員を
紹介します

身体または知的に障害がある
方やそのご家族からの日常生活
におけるさまざまな相談に応じ
ます。

●身体障害者相談員

西尾 正治氏(三本木)

☎(444)4702

●知的障害者相談員

下方眞理氏(西條)

☎(441)5365

任期 4月1日～令和4年3月

31日

問合せ先 役場 民生課

内線169・232

**国民年金保険料免除申請
令和2年度受付7月1日開始**

国民年金は、20歳から60歳ま
での40年間納付することになり
ますが、所得の減少や失業等で

経済的に保険料の納付が困難な
場合には国民年金保険料の納付
を免除または猶予する制度があ
ります。

ただし、この制度を利用した
期間については、年金受給資格期
間には算入されますが、免除を
受けた期間は年金額が減額さ
れ、納付猶予された期間は年金
額には反映されません。将来、有
利な年金を受け取るために、免
除を受けてから10年以内であれ
ば、さかのぼって保険料を納める
ことができます。

また、免除・納付猶予期間中
に障害や死亡といった不慮の事
態が発生した場合、受給資格が
あれば、障害基礎年金、遺族基礎
年金を受け取ることができます。
ただし、不慮の事態が生じた
月の前々月以前の1年間に保険
料の未納期間があるときは、これ
らの給付を受け取ることができ
ない場合があります。

免除・納付猶予の対象となる方

- ・前年の所得(収入)が少なく、
保険料の納付が困難な方
- ・失業により、保険料の納付が
困難な方(「雇用保険受給資格
者証」「離職票」等が必要)

申請免除

・**全額免除** 保険料の全額が免
除されます。

・**4分の3免除** 保険料の4分
の3を免除し、残りの4分の1
を納付するものです。

・**半額免除** 保険料の半額を免
除し、残りの半額を納付する
ものです。

・**4分の1免除** 保険料の4分
の1を免除し、残りの4分の3
を納付するものです。

※免除を受けるには、本人・配
偶者・世帯主の所得が審査の
対象です。

納付猶予 所得が少ない50歳未
満の方が、将来、年金を受け取る
ことができなくなることを防止
するため、保険料の納付が猶予
される制度です。

※納付猶予を受けるには、本人・
配偶者の所得が審査の対象で
す。

必要なもの

- ・年金手帳
- ・印鑑

**今年度新たに免除(納付猶予)の
申請ができる期間**

7月～令和3年6月

申請受付開始 7月1日(水)

申請・問合せ先 中村年金事務

所 ☎(453)7200

役場 住民課 内線121

10月1日から 精神障害者医療費助成 制度を拡充します

現在、精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者の精神的な病気の治療の入院・通院医療費の自己負担分を助成していましたが、令和2年10月診療分から、全ての疾病の入院・通院医療費の自己負担分を助成します。

また、精神障害者保健福祉手帳3級手帳所持者の精神的な病気の治療の入院・通院医療費の自己負担分の半額を助成していましたが、令和2年10月診療分から全額を助成します。

対象者には9月下旬に精神障害者医療費受給者証を送付します。

なお、精神通院医療を受けている方は、引き続き自立支援医療受給者証も必要になりますので、併せて提示をお願いします。

申請・問合せ先 役場 保険医療課 内線145

大治町交通事故多発 警報発令等に関する 要綱を施行しました

交通事故死亡事故根絶に向けた取組を一層推進するために、本年4月に交通事故多発警報発令等に関する要綱を津島警察署管内3市1町(津島市、愛西市、あま市、大治町)で同時施行しました。

町内において、30日以内に交通事故死亡事故が2件以上発生した場合等に「大治町交通事故多発警報」を発令し、町民に対して交通事故に対する注意喚起をするとともに、警察等関係機関と協力して、総合的かつ集中的な交通事故防止対策を実施し、早期に交通事故の抑止を図ります。

問合せ先 役場 都市整備課 内線164

自転車は安全に 利用しましょう！

名古屋市内で自転車に乗る際には、自転車損害賠償保険等への

加入が名古屋市条例で定められています。

詳しくは、名古屋公式ウェブサイトををご覧ください。

● **自転車損害賠償保険等の加入義務化**

自転車損害賠償保険等の加入が義務化されています。

● **高齢者のヘルメット着用**

65歳以上の自転車利用者は、事故被害の軽減のためヘルメットを着用しましょう。

また、万が一の時に備えて、次の制度等を活用しましょう。

● **自転車安全整備制度(TSマーク)**

TSマークは、自転車安全整備店の自転車安全整備士が点検・整備した自転車に貼付されるもので、このTSマークには、1年間有効の傷害保険と賠償責任保険が付いています。毎年1回は、点検・整備を受けて、TSマークを更新しましょう。

詳しくは、公益財団法人日本交通管理技術協会のホームページをご覧ください。

● **損害賠償責任に備える保険**

自転車事故を起こした時の備えとして、賠償責任保険に加入

入しましょう。

※既に加入済の自動車任意保険、火災保険、傷害保険の特約に付帯している場合もありますので、保険の証書をご確認ください。

問合せ先 役場 都市整備課

内線164



みんなで守ろう交通安全

新年度を迎え、不慣れな交通環境で通学・通勤が始まり、交通事故の危険性が高まっています。

本町には、交通事故を未然に防止し、町民の安全で快適な生活の実現を図るために「大治町交通安全条例」があります。

今一度、町民一人一人が交通安全の一員として、自主的に交通安全の確保に努めましょう。

お知らせ

募

集

お

願

い

相

談

ス

ポ

ー

ツ

催

し

講

座

・

教

室

問合せ先

役場 都市整備課

内線 164



**還付金詐欺と思われる
不審な電話に注意**

職員を名乗り「医療費や保険税の還付金があります」などと話し、携帯電話の番号を聞き出そうとしたり、現金自動預払機(ATM)で振り込みをさせようとする事件が発生しています。

還付金の手続きのために、ATMの操作をお願いしたりすることは絶対ありません。

悪質な犯罪の被害に遭わないよう、くれぐれもご注意ください。

問合せ先

役場 保険医療課

内線 170

**6月1日～6月10日
守ろう！電波のルール
電波利用環境保護
周知啓発強化期間**

不法電波は犯罪です。電波のルールを守りましょう。

電波の利用には免許が必要です。

無線機には技適マークがあるのを確認してください。

外国規格の無線機は国内では使用できません。

問合せ先

総務省東海総合通信局

不法無線局の相談

☎(971)9107

テレビ等の受信障害の相談

☎(971)9648



技適マーク

**利用しやすくなりました！
センサーライト補助金**

令和2年4月1日付けで要綱を一部改正し、同じ年度内に2基まで申請できるようにしました。また、今まで補助を受けた世帯も対象となります。

対象

町内に住所を有する方(住民基本台帳に記載)で、令和2年4月1日から令和3年3月31日までに、住宅の犯罪防止が期待できる屋外に、センサーライトを購入設置した方

受付期間

令和3年3月末日まで

補助金額

購入設置金額の2分の1以内とし、センサーライト1基につき2000円を限度額とします。(1000円未満切り捨て)

※申請の上限は1世帯につき5基です。(令和元年度以前に補助を受けた世帯は4基)

※補助金は1基ごとに計算します。

※別途購入した乾電池等の電源費用およびポイント利用分を除きます。

詳しくは、役場窓口または町ホームページでご確認ください。

(センサーライトは、2000円程度からホームセンサーなどで販売されています。)

申請・問合せ先 役場 防災危機管理課 内線 151・152

**取り付け前にご相談ください！
防犯対策防犯カメラ等
補助金**

犯罪抑止に有効な防犯カメラの設置促進を図るため、積極的にご活用ください。

対象

県が定める「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」のほか町が要綱に定める条件、遵守事項等を遵守できる

①②の方

① 総代および地区総代の方

当該自治組織の承認を受けて、管轄する公共的な施設に設置する場合

② 町内に所在する物件のうち、次の項目に該当する方

・ 戸数4戸以上の分譲マンションの管理組合

・ 戸数4戸以上の賃貸共同住宅

・ (社宅、寮等を除く)の所有者

・ 自動車4台以上駐車可能な貸



し駐車場の所有者
 ※補助金の交付申請は、補助対象者につき同一年度内に1回限り、また同一敷地内への補助は1回限りとします。

受付期間 令和3年2月末日まで

補助金額 防犯カメラ等購入設置金額の2分の1以内で、5万円を限度額とします。(10000円未満切り捨て)

※維持管理費用、地代・占用料等は除く

申請方法等 防犯カメラ等を設置しようとする方は、必ず、事前に役場防災危機管理課へご相談ください。(取り付け後の受付はできません)

申込・問合せ先 役場防災危機管理課 内線151・152

募集



成人式を盛り上げよう！
令和3年
成人式スタッフ

教育委員会では、来年1月10日(日)に開催予定の成人式に向けてスタッフを募集します。

成人式実行委員

新成人(平成12年4月2日から平成13年4月1日生まれの方)で、成人式を企画・運営をしてみたい方

※5〜6回ほどの会議で開催に向けた準備を進めますので、実行委員を希望される方は、6月30日(火)までに社会教育課へお知らせください。

成人式企画・運営サポーター

町内在住・在勤の18歳から25歳くらいまでの方で、成人式実行委員をサポートし、式の企画・運営をしていただける方

成人式サポーター

中学生以上の方で、成人式の準備・撤収・当日の案内などに協力していただける方

問合せ先 公民館内社会教育課

☎(443)2671



民生課 会計年度任用職員

採用予定人員 事務補助職員1名

応募資格 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない方

任用期間 7月1日(水)〜令和3年3月31日(水)

勤務内容 障害福祉業務の事務補助

勤務日・勤務時間 月曜から金曜の月15日(祝日を除く)午前9時〜午後3時(うち1時間休憩)

休暇 任用期間・勤務要件により、年次有給休暇、その他休暇あり

報酬 時給951円〜980円

※職務の内容や職務経験等を考慮して決定します。また、給与改定等により変更になる場合があります。

期末手当 支給要件に応じて12月に支給

通勤費 支給要件に応じて支給

各種保険制度等 社会保険および雇用保険加入なし、公務災害補償あり。

募集期限 6月19日(金)
 ※土日・祝日を除く

選考方法 書類審査および面接

面接日時・場所 後日通知

提出書類 履歴書(写真貼付)

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、可能な限り郵送で提出してください。

その他 採用は予算成立が前提となります。

勤務条件などの詳細については、ホームページをご覧ください。

提出・問合せ先 役場 民生課
内線168・232

**認知症高齢者グループホーム
設置運営する事業者**

第7期老人福祉計画・介護保険事業計画に基づき、認知症高齢者グループホーム(介護予防を含む)を設置運営する事業者を次のとおり募集します。

募集内容

・**募集数** 18人分

・**1事業所当たりの整備数** 1

または2ユニット(1ユニット当たりの入居定員は5名以上9名以下)

・**募集圏域** 町内の全区域

・**開設時期** 令和3年度内に事業者指定を受け、事業所を開設してください。

今後の日程(予定)

・整備事業者募集開始

6月15日(月)

・「整備協議書」の提出期限

(法人↓町) 8月31日(月)

・審査(ヒアリング、現地調査等)、提案説明、選定会議開催、事業者決定・通知(町↓法人) 9月

・**工事着手** 令和3年6月以降

・**開設** 令和3年度中

※日程については、事情により変更になることがあります。

受付場所 民生課 高齢福祉係

※必ず事前に電話連絡の上、持参してください。郵送不可。

問合せ先 役場 民生課

内線158・187

**シルバー人材センター
新規会員**

とき 6月10・24日(水)午前10時から1時間程度

ところ 総合福祉センター 高齢者生きがい活動センター内2階会議室

対象 健康で働く意欲のある60歳以上で町内在住の方

申込・問合せ先 シルバー人材センター

☎(443)1680

**シルバー人材センターに
お任せください**

庭や空地の草が伸びてきていますが、シルバー人材センターでは除草作業も行っています。注文が混みあつていきますのでご希望の方は、お早目にご注文ください。お電話お待ちしております。

申込・問合せ先 シルバー人材センター

☎(443)1680

消防職員

大治町およびあま市を管轄区域とする海部東部消防組合消防本部では、令和2年度新規職員(消防吏員)採用試験を次のとおり実施します。

採用予定人員 若干名

受験資格

・平成7年4月2日以降に生まれた方

・大学又は短大を卒業した方(令和3年3月までに卒業見込みの方を含む)あるいは同等の学歴を有する方

・健康な方(消防吏員としての身体的適性を有する方)

採用時期 令和3年4月1日(木)

申込期間

・**持参の場合** 6月1日(月)～12日(金)午前8時30分～午後5時15分

※土日を除く

・**郵送の場合** 6月12日(金)必着

※84円切手貼付の返信用封筒を同封

提出書類 受験申込書(受験票含む)、身体検査書、履歴書

※いずれも所定用紙あり

所定用紙は、海部東部消防組合消防本部・消防署および北・南分署で配布します。なお、組合ホームページからもダウンロードできます。

試験実施日(一次試験) 7月12日(日)

試験内容 教養試験・作文試験・適性検査・体力測定

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

お知らせ

募集

お願い相談

スポーツ催し

講座・教室

その他 詳細は、受験申込書類およびホームページでご確認ください。

問合せ先 海部東部消防組合消防本部総務課(あま市七宝町遠島十坪119の1)

☎(442)0624(直通)

HP <http://www.amatobu-119.jp>

※電話でのお問合せは、平日午前8時30分から午後5時15分までの間をお願いします。



海部地区環境事務組合職員

令和2年度海部地区環境事務組合職員採用試験(令和3年度採用)を次のとおり実施します。

募集職種 技術職(機械、電気、化学)

試験日 6月28日(日)

試験要領・申込書の配付

6月1日(月)から海部地区環境事務組合総務課で配付します。なお、組合ホームページからも入手できます。

受付期間 6月1日(月)～15日(月)(必着)

問合せ先

海部地区環境事務組合総務課

☎0567(28)3810

HP <http://www.atkankyo.or.jp>

お願い



犬ふんの適正処理について

ふんを適正に処理し、他人に迷惑を掛けないように努めることは飼主の責任です。散歩中の排せつについては、あらかじめビニール袋や市販の専用袋などを用意し、袋に入れて必ず持ち帰りましょう。持ち帰ったふんは、

可燃ごみとして出すなど適正に処理しましょう。

問合せ先 役場 産業環境課

内線124

電柱にカラスの巣を見つけたら中部電力にご連絡ください

カラスが電柱に巣を作ると、木の枝や針金などが電線に接触し、停電の原因になります。見つけた場合は、お近くの中部電力窓口へご連絡ください。ご協力をお願いします。

問合せ先 中部電力株式会社

中村営業所

☎0120(929)467

(平日午前9時～午後5時)

相談



6月1日は人権擁護委員の日です

人権擁護委員はあなたの街の身近な相談パートナーです。

日常生活の中で不当な差別や偏見等でお悩みの方は、人権擁護委員にご相談ください。

相談は無料で、秘密は厳守します。

とき 6月9日(火)午前9時30分～正午

ところ 役場3階第4会議室

内容 親子、夫婦、扶養、相続、借地、借家、名誉、信用、差別、私的裁判、いじめ、体罰などの人権問題

相談員 あま市、大治町の人権擁護委員

問合せ先 役場 民生課

内線142



子ども・若者相談窓口

ひきこもり・ニート等、さまざま
まな悩みをお持ちの子ども・若
者と、そのご家族の方が相談いた
だける窓口です。悩みをじっくり
お聞きし、一緒に解決方法を探し
ます。一人で抱え込まずに、まず
ご相談ください。秘密は厳守し
ます。

とき 毎週水曜 午前9時～正
午、午後1時～4時(祝日・年末
年始を除く)

※事前に受付時間内にご予約く
ださい。

ところ 役場 2階

対象 あまし市・大治町に居住す
るおむね15歳から39歳までの
子ども・若者またはそのご家族

受付時間 毎週月～金曜 午前
9時30分～午後3時30分(祝日・
年末年始を除く)

問合せ先 役場 2階 子ども応援
本部内 大治町子ども・若者相談
窓口

☎090(3904)6145

巡回消費生活相談の 当面中止

新型コロナウイルス感染症の
感染拡大防止のため、毎週1回
開催していましたが巡回相談を当
面の間、中止します。なお、海部
地域消費生活センターでの相談
業務は実施していますので、ご相
談のある方は、まずは電話での相
談を優先し、お問合せをお願い
します。

相談時間 月～金曜 午前9時
～午後4時30分

対象 海部地域在住の方

相談料 無料

相談・問合せ先 海部総合庁舎
1階 海部県民センター内 海部地
域消費生活センター

☎0567(23)0150

無料法律相談

弁護士による無料法律相談を
行います。相談は事前に予約が
必要です。相談時間は1件25分
程度で受付順とします。

プライバシーは厳守しますの
でお気軽にお申し込みください。

とき 6月23日(火)午後2時～
4時

ところ 総合福祉センター1階
相談室

定員 4組(要予約)

申込・問合せ先 社会福祉協議
会 ☎(442)0990

※心配ごと相談は、常時相談を
受け付けております。

心配ごと直通電話
☎(442)7793

※7月以降の「無料法律相談」お
よび「司法書士による相談・
登記・成年後見等相談」は、当
面の間「休止」とします。

催し



婦人会主催

太極拳教室

皆さんそろって美容・健康促
進のため、体をリフレッシュしま
しょう。

とき 7月15日(水)午前10時～
11時30分

ところ 公民館3階講堂・体
育室

講師 森和子氏

定員 20名

参加費 500円(当日徴収)
持ち物 タオル(飲み物はこち
らで用意します)

※体操のできる服装でお越し
ください。

申込期間 6月13日(土)～30日
(火)

※定員になり次第締め切ります。
申込・問合せ先 公民館内社会
教育課

☎(443)2671

教科書展示会の開催

県教育委員会では、教科書に
対する理解や関心を深めていた
だくために、教科書展示会を開
催します。

とき 6月5日(金)～7月1日
(水)午前9時～午後4時

※毎週土曜・日曜は閉庁日

ところ 愛西市役所南館
問合せ先 県教育委員会義務教
育課 ☎(954)6799

認知症関連事業の当面中止

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため「認知症サポーター養成講座」「ここにDAYS」「はるちゃんカフェ」「四季彩カフェ」は当面の間、中止いたします。皆さんにはご迷惑をおかけしますが、何卒ご理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

問合せ先

●認知症サポーター養成講座

役場 民生課

内線158・187

地域包括支援センター

☎(442)0857

●ここにDAYS

愛の家グループホームおおはる

☎(449)6013

●はるちゃんカフェ

愛の家グループホームおおはる

☎(449)6013

役場 民生課

内線158・187

●四季彩カフェ

四季の里

☎(441)5122

地域包括支援センター

☎(442)0857

講座・教室



身に付けよう応急手当 上級救命講習

とき 6月28日(日)午前8時30分～午後5時15分

ところ 海部東部消防組合消防本部 講堂

対象 大治町・あま市に在住・在勤・在学の方で15歳以上の方

内容 成人に対する心肺蘇生法、小児・乳児・新生児に対する心肺蘇生法、大出血時の止血法、傷病者管理法、外傷の手当て、搬送法

定員 15名

参加費 無料

受付期間 6月8日(月)～21日(日)

申込場所 海部東部消防組合消防本部・消防署および北・南分署

申込方法 救命講習受講申請書で受け付けます。

※申請書は各消防署で配布、または海部東部消防組合ホームページからダウンロードできます。

※メール・電話・ファクスでの申し込みはできません。

その他 団体・グループ等で受講希望の場合は、指導員が出席し、講習を実施することが可能です。

問合せ先 海部東部消防組合消防本部 消防課

☎(442)1605(直通)

HP <http://www.amatobu-119.jp>

※電話でのお問合せは、平日午前8時30分から午後5時15分までの間をお願いします。

大治町ホームページに バナー広告を掲載しませんか

詳細は町ホームページをご覧ください。



問合せ先

役場 企画課 内線128

HP <https://www.town.oharu.aichi.jp/bosyu/banner.html>

5・6月は「会員入会強調月間」 社会福祉協議会会員

社会福祉協議会は皆さんからの会費や寄付金、行政の協力を得て、ふれあいフェスティバルや敬老会の開催、生活困窮者への支援、ボランティアセンターや心配ごと相談所の運営等を行っています。

これらの活動を展開していくため、活動にご理解・ご協力いただける方を募集していますので、ぜひご入会ください。

年会費(一口)

・個人会員 1,000円 ・法人会員 1万円

入会方法 本会窓口、役場民生課窓口、または、町内の各金融機関からも振り込みできます。

問合せ先 社会福祉協議会 ☎(442)0990